

事 務 連 絡  
令和3年1月12日

各 介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の  
届出先の変更に係る資料の掲載について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より格段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法に基づき介護サービス事業者が整備する業務管理体制の整備に関する届出について、都道府県知事が届出先となっていた事業者のうち、同一中核市に所在する事業者の届出先が、令和3年4月1日から中核市の長に変更となります。

そのため、当該変更を周知するためのリーフレット（別添参照）を、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

については、貴団体内における介護サービス事業者に対しての周知につきまして、よろしく申し上げます。

なお、都道府県・指定都市・中核市介護保険業務管理体制担当課あてに、同様の事務連絡を発出していることを申し添えます。

掲載箇所

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/service/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html)

連絡先：

厚生労働省 老健局 総務課

介護保険指導室 業務管理係

電 話：03(5253)1111(内線 3958)